

温室効果ガス排出権取引制度導入に対する企業の対応について

名城大学大学院理工学研究科 学生会員 ○永井 功
名城大学理工学部 正会員 伊藤 政博

はじめに

ロシアの批准により京都議定書が発効する見通しとなった。目標達成が難しい情勢にある日本にとって排出権取引の活用が急務である。EUでは2005年1月から域内で排出権取引が始まることになっている。日本でも来年度にCO₂排出権取引制度の導入が予定され、これを睨んだ企業の動きが加速している。

本研究は排出権取引導入に対する企業の対応ならびにアンケート調査結果に基づく意識について検討する。

1. 排出権取引の有効性

京都議定書では国内努力による削減に加え、より柔軟な発想で世界全体の削減を進めようというスキーム(京都メカニズム)が用意された。その一つが排出権取引である。排出権取引は、割り当ての範囲内に排出量を抑えられる企業などは余った分の権利を売ることができる。反対に割り当ての範囲以上に排出する企業は、その権利を買うことができる。このような市場機能を活用して、少ないコストで多くの温室効果ガスを削減しようとする考え方である。

京都議定書の推進に最も積極的であるのはEU各国である。2002年に英国で国内の排出権取引が開始されたほか、2005年1月にはEU域内の排出権取引が開始される予定だ。

わが国では、環境省を中心に環境税の導入が検討されている。しかし、すでに多様な課税がエネルギーにかけられているため、導入しても排出削減が保証されるとは限らないとする反対意見がある。

排出権取引に際して、初期に割り当てる排出量の公平性と割当ては経済統制につながり、企業の成長阻害要因であるとの意見がある。しかし、経済メカニズムを働かせた排出権取引には、多くのメリットがある。その一つは、排出削減の目標量を確実に達成できることである。次いで、排出の削減が容易な企業は、より多くの削減を行うことで売り手となり、排出の削減が難しい企業は、買い手としてコストを支払うことで削減目標を達成できるので、全体として低いコストで削減目標が達成できる。

2. 政府の取り組み

日本では政府の「地球温暖化対策推進大綱」に基づいて温室効果ガスの削減努力が進められている。その中で削減の有力手段と位置付けられているのが排出権取引である。政府による大綱の見直しが進められており、排出権取引に関する主な事項は以下の通りである。

- (1)温室効果ガスの排出権を取引する市場を2005年度に開設する。企業が自主的に参加する方法とし、CO₂など温室効果ガスの排出上限枠を売買する国内排出権取引制度を発足させる。一定規模以上のオフィスや工場の排出量を算定・公表を義務付ける。その上で、参加企業の省エネ投資への補助金制度をセットとして進める。
- (2)大企業を中心に温室効果ガス排出量を国に報告することを義務づけ、公表する方針である。工場や事業所約1万4000カ所ごとの排出量を毎年報告させる。環境問題で批判を避けたいという企業心理を利用し自主削減を加速させる。
- (3)石油などの化石燃料に課税する環境税を導入し、税収を省エネ対策等に充てる。税収額は約4900億円。税率は2400円/炭素トンとする。
- (4)海外で省エネ事業を実施して温室効果ガス排出権を取得する企業に補助金を交付。取得した排出権の一部を補助金の割合に応じて国が取得とする。

3. 加速する企業の排出権取得

企業による排出権取引に向けた動きが活発化し、将来の上限枠設定を見越して動き始めている。多くはクリーン開発メカニズム(CDM)にかかわる排出権の購入・配分による獲得が中心である。以下は最近の排出権に向けた企業の取り組み例である。

- (1)トヨタ、ソニー、東京電力などCO₂排出量が多い35社の企業は、温室効果ガスの排出を削減する途上国の事業を支援し、削減分を排出権として取得するファンド「日本温暖化ガス削減基金」を04年12月に創設した。国内の主力企業が一体となって削減に取り組む姿勢を強調し、排出権取引の新たなモデルとしての確立を目指す。基金の規模は1億3500万ドルの見込

みである。

(2)松下電器グループは京都メカニズムの考え方を社内で導入し、2003年7月から国内125製造事業所を対象としてCO₂排出権の取引を各事業所間で実施している。同社の方式は図-1に示したスキームで、環境の業績評価の一つである「省エネルギー率」をベースに目標を設定していることに特徴がある。

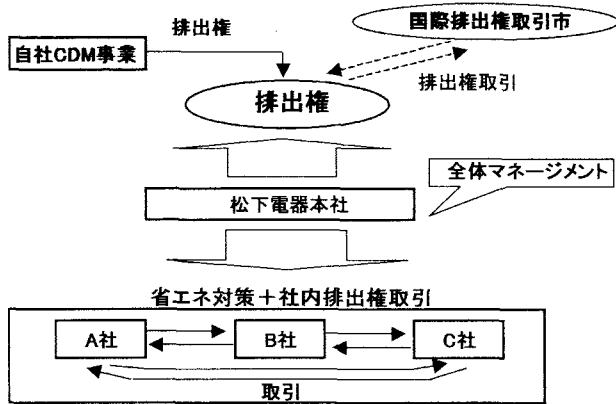


図-1 松下電器グループの社内排出権取引

(3)クリーン開発メカニズム(CDM)を活用した排出権取得への取り組みが活発化。住友商事は中国電力などと共同で、中国の炭鉱で発生するメタンガスの回収・発電を事業化しCO₂換算で年間約8万トンの排出量を削減する計画である。また、電源開発はアルゼンチンでアルミニウムの精錬行程を改善してCO₂換算で年間約86万トンの排出権を取得する事業に乗出す。

(4)CDM事業として認められるためには、投資国とホスト国の双方の政府による承認が必要。これまで日本政府が承認したCDM事業は豊田通商のプロジェクトなど5件(04年6月時点)である。これらのクレジット獲得総量は350~400万t-CO₂/年とされ、基準年排出量の1.6%分相当する2000万t-CO₂/年の約2割である。

4. 排出権取引に対する企業の意識

筆者の研究室では、排出権取引に関して2004年7月にアンケート調査を実施した。調査対象の中部圏8県の公開企業371社に配送し、148社(製造業107社、非製造業41社)から回答を得た。

アンケート調査結果によると、図-2の通り京都メカニズムと呼ばれる経済的削減手段のうち最も関心が高かったのはCDM事業であった。次に図-2に示した通り、排出権取引の導入については、導入に賛成が29.8%であった。

反対の14.9%と比べて2倍となった。なお、中立の回答が45.9%あるが、この過半数を肯定派と考えると全体の過半数が賛成といえる。

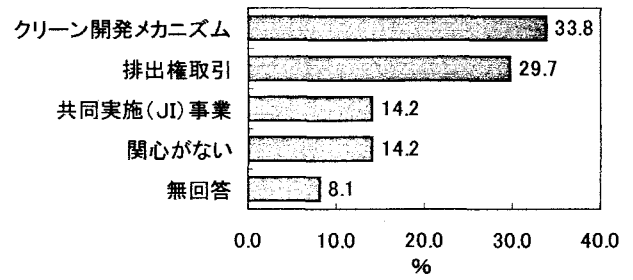


図-2 京都メカニズムに対する関心

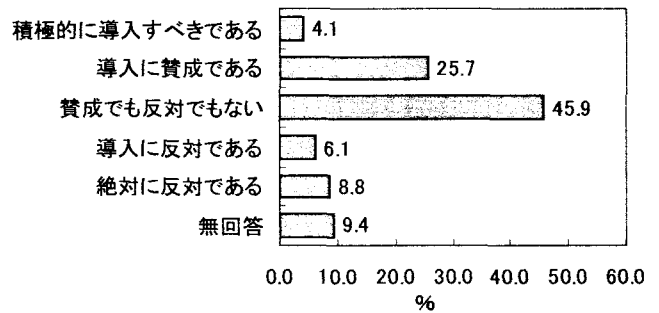


図-3 排出権取引導入の賛否

まとめ

- (1)現状の省エネ対策だけでは目標達成が困難な状況にある。このような中で解決策の一つである排出権取引を最大限に活用し、目標の達成を目指す必要がある。
- (2)排出権取引は経済統制的であるとの主張があるが、これを除外した政策手段の選択は、効率の悪い政策の選択となる。
- (3)排出権取引市場への参加機会が閉ざされれば、CDM事業など企業の国際的排出権業務の動きを封じることになりかねない。
- (4)キリンが国内企業で始めて、環境省が2005年度から導入する排出権取引制度に参加を表明するなど、国内企業の参加が増える可能性がある。
- (5)アンケート調査結果によると、企業が排出権取引制度の導入を容認する下地が十分あることが判明した。

参考文献

- 1)中央環境審議会 地球環境部会資料。
- 2)松下電器産業提供資料。